

## ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）について

	平成 14 年 12 月 6 日（金）
環境省環境管理局	環境管理局
総務課ダイオキシン対策室	水環境部企画課
室長 関 庄一郎(内 6532)	課長 盛山 正仁(内 6610)
補佐 土屋 雅子(内 6579)	補佐 田熊 秀行(内 6615)

我が国のダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を、今般、平成 13 年まで整備した。排出総量の推移は以下のとおり。

<平成 9 年から平成 13 年までの排出総量>

（単位：g-TEQ/年）

	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
ダイオキシン類	7,348 ～ 7,602	3,363 ～ 3,617	2,664 ～ 2,869	2,203 ～ 2,223	1,743 ～ 1,762

上表のとおり、排出量は年々減少し、平成 9 年からの 4 年間で概ね 77% の削減がなされた。

### 1. 基本的考え方

ダイオキシン類の排出インベントリーは、「ダイオキシン対策推進基本指針」及びダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」に基づき、毎年整備することとなっている。

なお、推計に当たってはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、コプラナー PCB も含め、WHO-TEF(1998)を用いた。

### 2. 対象発生源の選択

環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源とした。

### 3. 排出量の推計年次

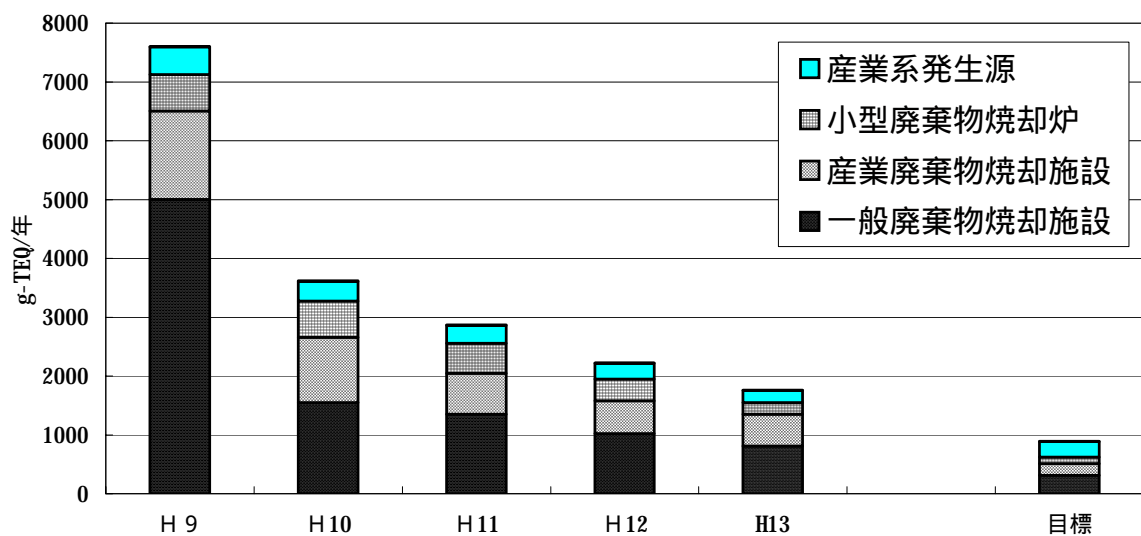
排出インベントリーは、平成 9 年から平成 13 年の各年の排出量について整備した。なお、新たな知見が得られた場合には、平成 12 年の以前の排出量に

ついても、改めて推計を行った。

#### 4. 排出量の推計結果

上記に基づきダイオキシン類の発生源別の排出量を取りまとめた（以下の図及び表）。排出量は年々減少し、平成13年の排出量は平成9年から概ね77%減少し、1,743～1,762g-TEQとなっている。

図 ダイオキシン類の排出総量の推移



ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)  
(概要)

発生源	排出量 (g-TEQ/年)				
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
<b>1. 大気への排出</b>					
一般廃棄物焼却施設	5,000	1,550	1,350	1,019	812
産業廃棄物焼却施設	1,500	1,100	690	555	533
小型廃棄物焼却炉等	368～619	368～619	307～509	353～370	185～202
火葬場	2.1～4.6	2.2～4.8	2.2～4.9	2.2～4.8	2.2～4.8
産業系発生源					
製鋼用電気炉	228.5	139.9	141.5	131.1	95.3
鉄鋼業焼結工程	135.0	113.8	101.3	69.8	65.0
亜鉛回収施設	47.4	25.4	21.8	26.5	9.2
アルミカスアップ溶解施設	30.7	28.8	23.0	22.2	19.6
その他の業種	21.8	20.8	13.3	14.2	14.7
たばこの煙	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2	0.1～0.2
自動車排出ガス	1.59	1.59	1.59	1.59	1.59
<b>2. 水への排出</b>					
一般廃棄物焼却施設	0.044	0.044	0.035	0.035	0.019
産業廃棄物焼却施設	5.27	5.27	5.29	2.47	1.47
産業系発生源	6.1	5.7	5.8	4.8	2.0
下水道終末処理施設	1.09	1.09	1.09	1.09	0.99
共同排水処理施設	0.126	0.126	0.126	0.126	0.107
最終処分場	0.093	0.093	0.093	0.056	0.027
<b>合計</b>	<b>7,348～7,602</b>	<b>3,363～3,617</b>	<b>2,664～2,869</b>	<b>2,203～2,223</b>	<b>1,743～1,762</b>
うち、水への排出	12.8	12.3	12.4	8.6	4.6
対平成9年削減割合(%)	-	52.4～54.2	62.3～63.7	70.0～70.8	76.3～76.8